

# 公 告

新潟北土改公告第3号

新潟北土地改良区定款附属書総代選挙規程第4条の規定により、総代補欠選挙を下記のとおり行うので、告示する。

令和5年11月16日

新潟北土地改良区  
理事長 加藤 豊

## 記

- 選挙の期日 令和5年11月21日
- 投票開始の時刻 午前7時
- 投票終了の時刻 午後2時
- 選挙する総代の数 4人

選挙区	選挙区域	総代数
第3選挙区	新潟市北区 木崎、内島見、樋ノ入、下大谷内、笹山、横土居、浦ノ入、鳥屋、横井字横井山越、横井字横井前、横井字大曾根、横井字中郷海老、横井字城山浦、横井字横井潟、太田字城山甲 4883 番 1～甲 4933 番、太田字松影甲 731 番～甲 769 番、葛塚字子辰高入 2896 番～2910 番 1、笠柳、早通、下早通、須戸、彩野、下土地亀字樋之内 3697 番～3699 番、仏伝、浜浦、早通北、松栄町、太夫浜、白勢町、松潟、新崎、濁川、名目所 新発田市 佐々木字川前 3327 番～3365 番 聖籠町 藤寄	定数 20人

5 投票用紙に記載する総代の数 1人

6 その他

- (1) 総代に立候補しようとする者は、明日中にその旨を書面で当土地改良区に届け出てください。
- (2) 総代の候補者を推薦する者（組合員2人以上）は、本人の承諾を得て、明日中にその旨を書面でこの土地改良区に届け出てください。
- (3) (1) 及び (2) の届出は、午前8時30分から午後5時までの間に行ってください。
- (4) 総代の候補者となった者の住所、氏名、所属選挙区名及び立候補又は被推薦の別については、選挙の期日の3日前までに公告します。
- (5) 選挙区の総代の候補者の数とその選挙区において選挙すべき総代の数を超えた選挙区にあつては、下記の投票所及び開票所にて選挙を執行します。

投票所・開票所

新潟県新潟市北区新井郷 505 番地

新潟北土地改良区 会議室

入場券の発送

令和5年11月18日頃